

令和 7 年度事業計画書

I 法人の概要

1. 設立の経緯

- (1) 昭和 63 年 4 月 1 日 財団法人愛知・豊川用水振興協会
- (2) 平成 25 年 4 月 1 日 公益財団法人愛知・豊川用水振興協会

2. 定款に定める目的（第 3 条）

この法人は、木曽川水系、豊川水系及び矢作川水系における愛知県の農業用水、水道用水及び工業用水を供給する幹線水路等施設（以下「多目的用水施設」という。）の配水操作、維持管理及び調査研究業務を通じて得た水管理に関する技術を活用することにより、用水の適正利用に関する広報啓発及び用水の安定供給を確保するための事業を行い、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容（第 4 条）

この法人は、上記の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 多目的用水施設の操作維持管理に関する事業
- (2) 多目的用水施設の水管理技術の蓄積に関する事業
- (3) 多目的用水施設の管理技術講習会等に関する事業
- (4) 多目的用水施設の設計・管理技術支援等に関する事業
- (5) 地震時の初動活動支援に関する事業
- (6) 用水の適正利用のための広報啓発に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

この法人は、前項の公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 管理図書充実支援に関する事業
- (2) 水路上部有蓋化箇所の利活用事業に関する事業
- (3) 会議運営に関する事業
- (4) その他公益目的事業の推進に資する事業

4. 所管する行政庁事項

愛知県

5. 事務所の状況

- (1) 主たる事務所
名古屋市中区三の丸二丁目 6 番 1 号 愛知県三の丸庁舎 8 階

- (2) 豊橋支所
豊橋市今橋町18番地 1
- (3) 岡崎支所
岡崎市明大寺本町一丁目 4 番地 愛知県西三河総合庁舎 3 階

6. 協会の組織等

(1) 協会の機構

協会の機構は、3つの法定機関で構成し、その組織及び任務は次のとおりである。

①評議員会

すべての評議員をもって構成し、理事及び監事の選任・解任、常勤理事の報酬等額、貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認の他、法令や定款で定められた事項を決議する。

- 評議員 8 名
- 開催 2 回
 - ・ 定時評議員会（6 月）
 - ・ 臨時評議員会（翌年 3 月）

②理事会

すべての理事をもって構成し、業務執行の決定、理事の職務の監督、代表理事・業務執行理事の選定・解職、事業計画及び収支予算の承認の他、法令や定款で定められた事項を決議する。

- 理事 1 2 名
 - 理事長 この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 副理事長 この法人の業務を執行する。
- 開催 3 回（6 月（2 回）、翌年 3 月）

③監事による監査

協会の業務及び財産の状況、並びに理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。必要がある場合には評議員会・理事会で報告する。

- 監事 3 名
- 監事監査 1 回（6 月の決算承認理事会の前）

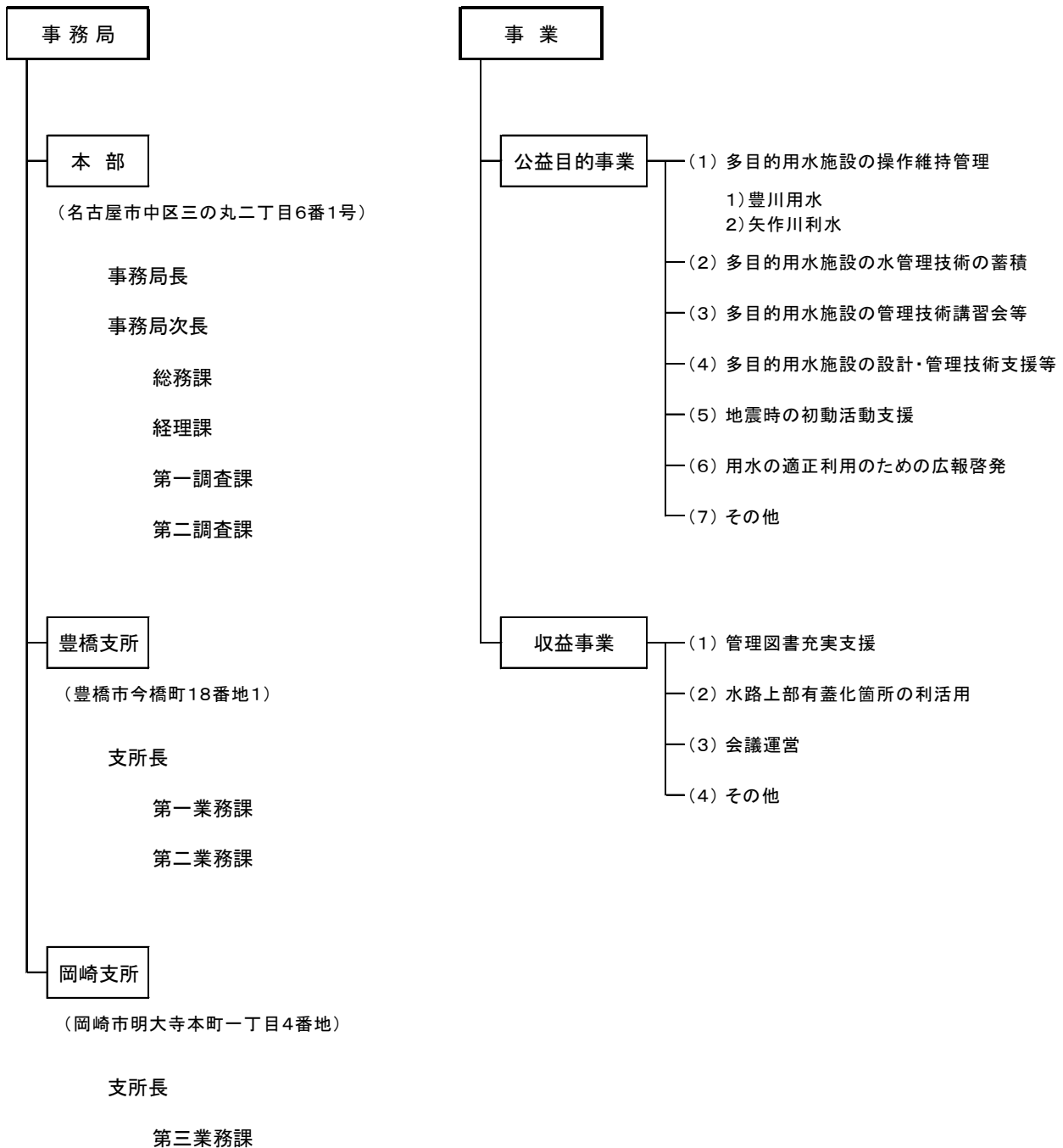
(2) 事業組織体系

別図に示す。

(別図)

事業・組織体系図

令和7年4月



Ⅱ 事業運営方針

この法人は、昭和63年4月に財団法人愛知・豊川用水振興協会として発足し、地域の健全な発展を図ることを目的として、農業用水、水道用水、工業用水を供給する愛知用水、豊川用水等の適正利用のための広報啓発及び用水施設の配水操作・維持管理業務の円滑化、適正化に寄与することにより、効率的な水利用と安定した水供給に努めてきた。

また、平成25年4月1日には公益財団法人愛知・豊川用水振興協会に移行し、従前にもまして「不特定かつ多数の者の利益の増進」となる公益目的事業の実施が求められており、定款第3条において当協会の目的が掲げられている。

当協会が行う公益目的事業は、木曽川水系、豊川水系及び矢作川水系における愛知県の多目的用水施設の配水操作・維持管理に関する事業を実施することで得られる実務経験、管理ノウハウ等の実用的な知見や、送水システムの改良設計や配水・操作方法等の調査研究を通じて習得し蓄積する水管理技術を活用することにより、用水の適正利用のための利水者等への啓発に関する事業、及び用水の安定供給を確保するため支線水路管理者等への管理技術支援並びに地震発生時に施設状況を確認する初動活動支援に関する事業を実施するものである。

これらを積極的に行うことにより、利水者までの安定した水供給に貢献し、「地域社会の健全な発展」に寄与できるよう努めていく。

また、公益目的事業を安定的に実施するため、その財源となる収益事業の確保に努める。

更に、業務に見合う適正な人材を配置して事業を着実に実施し、公益財団法人としてふさわしい透明性のある組織運営で、県民から一層信頼を得るように努める。

Ⅲ 事業計画

1. 公益目的事業

(1) 多目的用水施設の操作維持管理事業

この事業は、水資源機構、愛知県等が設置した多目的用水施設の配水操作・維持管理業務を行うものであり、ダム、頭首工、用水路、分土工及び水位調整ゲートなどの用水を供給するための一連の施設を正常に機能させ、適正に送水・配水できるようにするものである。

また、この事業は、これまでに蓄積した多目的用水施設の配水操作に関するノウハウや知見及び維持管理に関する技術を活用して、適正かつ安定した水供給に努めるとともに、この業務での経験を活かして更なる実用的な管理ノウハウを蓄積するものである。

① 豊川用水管理補助業務

豊川用水は、東三河地域 75 万人の水道用水、東三河工業地帯及び静岡県湖西市の工業用水、並びに約 18,000ha の農業用水を供給する多目的用水施設であり、水源のダム、頭首工、調整池、約 140km の幹線水路、幹線から支線水路へ分かれる分土工等で構成される。

令和 7 年度は、宇連ダム等 2 箇所のダム、大野頭首工等 5 箇所の取水施設、駒場池等 7 箇所の調整池及び幹線水路の監視・操作補助業務、並びに施設等の巡視点検及び除塵作業等の維持管理業務を実施する。

【業務名】豊川用水施設管理補助業務

【発注者】水資源機構豊川用水総合事業部

【履行期間】令和 6 年度～令和 8 年度

② 矢作川利水管理補助業務

矢作川利水は、西三河地域 135 万人等の水道用水、西三河工業地帯及び名古屋南部臨海工業地帯の工業用水、並びに約 9,000ha の農業用水を供給する多目的用水施設であり、水源のダム、頭首工等取水施設、揚水機場、約 50km の幹線水路、分土工等で構成される。

令和 7 年度は、羽布ダム、細川頭首工等 3 箇所の取水施設、坂崎揚水機場及び分土工の操作・監視補助業務、並びに施設等の巡視点検及び除塵作業等の維持管理業務を実施する。

【業務名】矢作川利水総合管理事業矢作川地区用水施設管理補助業務

【発注者】愛知県西三河農林水産事務所

【履行期間】令和 5 年度～令和 7 年度

(2) 水管理技術の蓄積

当協会は、適正な水利用のため水源状況や地域の気象予報の把握に努めている他、これまでに水路システム設計の手引書、管理解説書の作成及び用水路工事誌の編纂等の実施により、用水施設の改良設計や管理についての知見・技術を保持している。また、用水施設の操作・維持管理業務を継続して実施している。

これらの用水施設管理に関する技術と経験を総合的に活用し、管理に当たって生じる課題に対して有効な対策の支援等ができるよう、令和 7 年度も引き続き、以下の情報等の収集整理を行う。

○多目的用水施設の管理に関連する情報（気象水象データ等）の収集整理

- ・木曽川、豊川及び矢作川水系の水管理情報（水源状況、降水量等）
- ・東海地方の気象情報、及び愛知県の地震情報
- ・愛知県内の主要地点における気象データの統計的な整理

○豊川用水における I C T 水管理データ（ポンプ運転等）の収集整理。

（３）管理技術講習会等

支線水路管理業務等に携わる従事者の管理技術向上を目的に、用水管理上の課題（水質対策等）や新たな取組み事例等についての管理技術講習会を実施する。

令和 7 年度も引き続き、土地改良区等水路管理従事者を対象に、講習会を 2 回実施する。

（４）設計・管理技術支援等

支線水路管理業務等に携わる従事者を対象に、令和 7 年度も引き続き、管理作業時の安全対策や農業用用水機場の機械設備点検に関する技術支援を行う。

①安全衛生教育に関する支援

○熱中症とその予防対策についての講習会を実施する。

○刈払機を使用する作業従事者等に対し、刈払機の取扱作業安全衛生教育講習、及び点検・整備に関する現地技術講習会を実施する。

②農業用用水機場の管理支援

○愛知用水及び豊川用水地域の農業用用水機場の機械設備点検に関する現地講習会を実施する。

（５）地震時の初動活動支援

愛知用水、豊川用水、矢作川利水の多目的用水施設の周辺居住者に対し地震防災モニターを委嘱し（愛知用水 4 2 区間、豊川用水 2 9 区間、矢作川利水 2 区間の全 7 3 区間）、震度 4 以上の地震が発生した場合には、地震防災モニターが速やかに施設巡視を行い、状況を施設管理者に報告することで、地震時の初動活動を支援する。

また、令和 7 年度は、豊川用水の地震防災モニターに対し、初動活動内容（出動・巡視方法、通報・連絡先、報告内容等）の周知や地震情報等に関する講習会を実施する。

（６）用水の適正利用のための広報啓発活動

限りある水資源を有効利用し安定供給につなげるため、用水の適正利用の意識が高まるよう、令和 7 年度も引き続き広報啓発活動を推進する。

① 水資源の有効活用のための情報提供

1) ダム貯水量や気象予報などの情報発信

当協会ホームページでは、各用水地区の水源地情報（ダム貯水量や貯水率、ダム地点降水量等）や、愛知県内の気象データ、気象予報及び観測地震情報などの情報を、迅速かつ分かりやすく発信提供している。

令和6年度においてはアクセス数が初めて10万回を超える見込みであり、令和7年度も引き続き、情報の日々更新、追加更新を実施し、有効な情報として発信していく。

2) 広報誌の発行

愛知用水、豊川用水及び矢作川利水等に関わる地域の関係機関（土地改良区、水道事業者、市町村等）へ、広報誌「あいとよ協会だより」を2回発行し配布する。

② 県民に対して用水の適正利用を広報啓発

1) 県民への啓発イベント

○あいちの農業用水展

農家や先人の努力の積み重ねにより守り育まれてきた「農業用水」を中心に、「水」の重要性について広く県民の関心と理解を深めることを目的とし、「水の週間」（毎年8月1日～7日）の関連行事として毎年実施している。

令和7年度も、愛知県及び水土里ネット愛知と共催で実施する。

○上下流交流事業

水源地や水の大切さを啓発すること、水源地と用水の受益地の交流及び相互の理解を深めることを目的とするもので、令和7年度も引き続き、愛知用水・水のふるさと探訪ツアー（（公財）名古屋市民休暇村管理公社との共催）、及び豊川用水上下流交流事業（豊川総合用水土地改良区との共催）を実施する。

○ため池イベント

愛知県が農業用ため池（県内2,000ヶ所、多面的機能を発揮）に注目した啓発活動として開催しウォークラリー等を実施するもので、当協会は令和7年度も引き続き協賛者として協力参加する。

2) 広報啓発資料の作成・活用

令和7年度も引き続き、用水施設の役割と水の重要性に関する広報啓発資料（児童用下敷き、付箋セット、学習ノート、クリアファイル等）を作成し、小学生向けの出前講座やPRイベント等に活用する。

3) ホームページ

各用水施設の役割を紹介・学習する動画やイベント紹介など、用水の利用にかかわる情報の追加掲載、更新を実施する。

(7) 水関係政策の推進

当協会の役職員が利水等に関する有識者として、国及び県の水関係政策に係る委員会の委員に任命されており、開催される委員会の場で意見や助言等を行うことで、これらの政策推進に協力する。

2. 収益事業

(1) 管理図書充実支援

愛知県等が保有する工事関係書類の収集整理、電子化等の業務を受託する。

(2) 水路上部有蓋化箇所の利活用事業

愛知用水水路上の有蓋化区間に市町が整備した公園4箇所の維持管理業務の受託、及び駐車場利用区間の維持管理を行う。

(3) 会議運営補助

愛知県が用水路等工事实施のために行う委員会等の運営に関する補助業務を受託する。

(4) その他

上記事業の他、公益目的事業の推進に資する事業の実施を図る。

3. その他（公益法人制度改革への対応）

令和6年5月22日に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、令和7年4月1日から施行となります。

また令和6年10月30日に、以下の各法令が公布されました。

- 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する法令」
- 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」

今回の改正では、公益法人が継続的・発展的に事業展開を行うため、自らの実態に応じて自主的・自律的に必要なガバナンスや運営体制の充実を図るとともに、財政状況や事業運営に対して透明性の確保、向上に取り組むことが求められています。

当協会としては、令和7年度から施行される新制度に対応するため、以下の項目について検討、見直しを実施する。

（１）中期的収支均衡の導入

財務規律の柔軟化の観点から、「収支相償原則」が見直され、今後は中期的な視点（５年間）で公益目的事業全体の収支均衡を図ることが可能となり（「中期的収支均衡」の導入）、また現行の特定費用準備資金と資産取得資金が統合された資金活用の仕組みとして「公益充実資金」が創設され、計画的な資金運用が可能となります。

当協会としては、「公益充実資金」を活用するための新たな取扱規程を作成し、将来の公益目的事業を充実させるための公益充実資金保有計画を策定する。

（２）法人のガバナンスの充実

- ① 新制度では、理事、監事のそれぞれに１人以上の外部理事、外部監事を設置することとなります。

当協会としては、令和７年６月の評議員会で新たに選任される理事及び監事において制度適用の明確化を図る。

- ② 新制度では、公益法人の透明性の向上を図るため、情報開示の拡充が求められています。

当協会としては、役員報酬規程、及び理事・監事の報酬等総額を公表する。

（３）新たな公益法人会計基準への移行

制度改革により、財務情報の透明性と分かりやすさの向上が求められる中、令和６年１２月に新たな「公益法人会計基準」（以下、「令和６年会計基準」という。）が策定されました。

令和６年会計基準では、財務諸表の本表（貸借対照表、活動計算書）の簡素化が図られ、詳細情報は注記及び附属明細書で補完整理することとなりました。

なお、令和６年会計基準の適用時期は、令和７年４月１日以後開始する事業年度から３ヶ年の経過措置（令和９年度までは現会計基準を適用可）が設けられています。

当協会としては、経過措置を踏まえ、令和６年会計基準に対応した会計処理への移行を進める。